市民税・都民税の申告

2月16日（木）から市役所で

市民税・都民税（住民税）は、前年（平成23年1月1日～12月31日）の所得を基礎に、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、「所得税」とは異なります。

申告期間　2月16日～3月15日の月曜～金曜日　午前9時～11時30分、午後1時～4時

※2月18日・25日の土曜日は、午前9時から11時30分まで、申告書の受付を行います。なお、この2日間以外の土曜日は取り扱いませんので、あらかじめご了承ください。

申告会場　市役所2階201会議室

申告が必要な方

▽給与所得者で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されていない方

※勤務先に確認のうえ、提出されていない場合は、ご自身で源泉徴収票などを添付して申告してください。

▽年末調整された給与のほかに、不動産・雑所得など、他の所得があり、その額が20万円以下の方

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▽小平市に住所がなく、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

※税務署に平成23年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされ、あらためて住民税の申告書を提出する必要はありません。

※公的年金等の収入金額が4百万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は確定申告が不要となりますが、次に当てはまる方は住民税の申告が必要です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

次の方も申告にご協力を

平成23年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは、非課税証明書の発行や国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。

※同居同世帯の親族に扶養されていて、その親族がその旨を申告している場合は申告の必要はありません。

申告書発送予定日　2月3日（金）

※平成23年中に小平市に転入した方や、昨年、所得税の確定申告をした方のうち、住民税の申告が必要な方で、申告書が届かない場合は、住民税の申告書をお送りしますので、問合せ先へご連絡ください。

問合せ　税務課☎042（346）9522

平成23年分 確定申告

平成23年分の確定申告書の受付が開始されます。

◆申告書作成のアドバイスと受付

とき　2月16日（木）～3月15日（木）　月曜～金曜日　午前9時～午後5時　午前8時30分開場

ところ　東村山税務署

※税務署に来書されて確定申告書を作成される方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算されるパソコンによる申告書の作成を推進しています。

※申告書は、e-Taxによる送信や郵便または信書便による送付、税務署の時間外収受箱に投かんすることにより、提出することができます（確定申告書などの「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えに住所、氏名などをボールペンで記入のうえ、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください）。

※選付を受けるための申告書は、2月16日（木）より前でも提出できます。

◆日曜臨時窓口を開設

とき　2月19日（日）・26日（日）　午前9時～午後5時

ところ　東村山税務署

※この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

※当日は国税の領収、納税証明書の発行、電話での相談は行いません。

◆税理士による無料申告相談

小規模納税者、年金受給者および給与所得者の申告相談が対象です。

とき　2月13日（月）～17日（金）　午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

ところ　市役所6階大会議室

※所得金額が高額な方、相談内容の複雑な方は税務署をご利用ください。

※青色申告の方、税理士に依頼している方、譲渡所得（株式、不動産）のある方は遠慮ください。

※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※申告に必要な書類（源泉徴収票など）、筆記用具、印鑑、計算機などをお持ちください。

◆確定申告センター

東京国税局では、パソコンを利用した申告を推進するため、確定申告センターを開設します。

とき　2月1日（水）～3月15日（木）　午前9時～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

ところ　アクアデプラザ（新宿区西新宿6－5－1新宿アイランド地下1階）

※居住地にかかわらずご利用いただけます。

内容　パソコンによる所得税・個人消費税などの確定申告書等作成におけるアドバイス（土地、建物、株式などの売却による譲渡所得や贈与税の相談を除く）

◆ホームページを利用した申告書の作成・電子申告

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで申告書が作成できます。作成した申告書はプリントアウトしてそのまま税務署に提出できます。また、電子証明書取得等の事前準備を行うと、自宅や事務所から申告や納税ができるe-Tax（電子申告）を利用できます。詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

◆主な税制改正について

▽公的年金等の収入金額が4百万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要となりました。

※この場合でも、還付を受けるための申告書を提出することができます。

▽年少扶養親族（16歳未満の方）に対する扶養控除が廃止され、特定扶養親族の年齢範囲が変更（特定扶養親族範囲は19歳以上23歳未満）になりました。

◆納税は振替納税で

所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは、納期限までに必要事項を記載した「口座振替依頼書」を東村山税務署に提出してください。

振替納付日　所得税…4月20日（金）、個人事業者の消費税および地方消費税…4月25日（水）

問合せ　東村山税務署（〒189－8555 東村山市本町1－20－22）☎042（394）6811

医療費控除の対象となる介護保険サービス

確定申告の際に、介護保険サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。

医療費控除の申告には、領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告してください。

介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

※確定申告については、東村山税務署にお問い合わせください。

◆おむつ代の医療費控除は確認書で代用できます

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件すべてに該当する場合は、市が交付する確認書で代用することができます。交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係へお問い合わせください。

▽確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

▽おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

▽おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書（当該年に発行したもの）で確認できる

※確認書の交付には、手数料2百50円が必要です。

問合せ　介護福祉課認定係（健康福祉事務センター1階）☎042（346）9759

		対象となるサービス	対象となる金額
施設		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設		介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス	医療系	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
居宅サービス	医療系	短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護	1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス	福祉系	訪問介護（生活援助を除く） 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護	1割自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。

まちづくりフォーラム

市では、身近な地区のまちづくりを住民が主体となって行うことができるよう、小平市民等提案型まちづくり条例を制定しました。

今回、身近な地区のまちづくりのルールを考えていくきっかけとなるようなまちづくりフォーラムを開催します。ぜひ、ご参加ください。

とき　2月2日（木）　午後7時～9時　6時30分開場

ところ　東部市民センター集会室

定員　50人

内容　基調講演、条例の説明ほか

講師　吉田慎悟さん（色彩計画家・武蔵野美術大学教授）

申込み　当日、会場へ（先着順）

問合せ　まちづくり課☎042（346）9554

―共通―

ところ　介護老人保健施設けやきの郷（小川町1－485）

申込み　小平市地域包括支援センターけやきの郷へ☎042（349）2321

東京しごとセンター多摩

就業支援セミナー

◆面接対策セミナーアンド合同就職面接会八王子会場

▽面接対策セミナー

とき　1月31日（火）午前10時～正午

対象　34歳以下の方

定員　30人

▽合同就職面接会

参加企業数　おおむね7社

◆保険料は、便利・安心・確実な口座振替を

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなることがあります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合もあります。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用でき、便利で安心、確実です。また、口座振替で年金を一年前納すると、保険料が3千7百80円割引され、納付書で前納するよりお得です（平成23年度）。

申込み　申出書（年金事務所や金融機関にあります）に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関などの窓口に提出

なお、4月から翌年3月までの一年前納、4月から9月までの六か月前納を希望する場合は、2月末日までにお申し込みください。

問合せ　武蔵野年金事務所☎0422（56）1411

国民年金

食物資源（生ごみ）処理機器購入費の一部を補助

家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、食物資源（生ごみ）処理機器を購入した方に補助金を交付しています。購入金額の2分の1、上限3万円（家庭用）が補助されます。食物資源処理機器を利用すると簡単にたい肥作りができたり、集積所のからす対策にも有効です。上手に活用して、ごみを減らしましょう。

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9525

官公署だより

年金事務所職員を名乗る詐欺にご注意ください

最近、年金事務所職員を装い自宅を訪問し、「年金の手続きが終わっていない。本人に代わって手続きをするので手数料を支払ってほしい」と言い、その場で現金を請求するような事例が報告されています。

年金事務所の職員が自宅を訪問し、年金手続きの手数料を請求することはありません。

年金事務所の職員を名乗った訪問や電話で、不審な点がありましたら、その場で対応することなく、年金事務所へ確認するなど十分にご注意ください。

なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますのでご確認ください。

問合せ　武蔵野年金事務所☎0422（56）1411

点字で課税内容をお知らせ

主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税で、内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

ご希望の方は、問合せ先へ連絡してください。2月末までに連絡をいただいた方には、平成24年度分から点字のお知らせを同封します。すでに利用されている方は、連絡の必要はありません。

問合せ　東京都主税局総務課相談広報係☎03（5638）2924

自衛隊・幹部候補生を募集

◆一般・技術幹部候補生

応募資格　22歳以上26歳未満の方（大学院修士課程修了者は28歳未満）

試験日　5月12日（土）・13日（日）

※13日は飛行要員のみ。

申込み　2月1日（水）から4月27日（金）までに、自衛隊東京地方協力本部国分寺募集案内所へ☎042（324）1010

フォトニュース

小平商工会建設業部会 保有車両で防犯パトロール

小平商工会建設業部会では、マグネット式の防犯パトロールステッカーを作成し、会員事業者が保有する車両に貼って、現場などへの移動の際に防犯の目を光らせる取り組みを開始しました。

この取り組みには、32社が参加し、車両81台に防犯ステッカーを貼るため、犯罪の抑止効果は大きいと期待されます。

また、小平商工会建設業部会では、こども110番のいえの登録も行っており、安全・安心のまちづくりに向けて、力強い協力をいただきました。

シリーズ 行政コストの公表 ②自転車対策

2回目は自転車対策事業について、平成22年度の事務事業評価結果を基に、市のサービスに係る経費（行政コスト）をお知らせします。

市では、自転車を利用する方のために、市内の駅と東大和市駅周辺に25か所の有料・無料の自転車駐車場を設置しています。また、駅周辺の放置自転車について撤去、保管を行っているほか、放置自転車等駅頭指導整理員を配置し、自転車駐車場の利用を呼びかけています。

自転車対策の経費として、自転車駐車場の管理や放置自転車撤去、放置自転車等駅頭指導、自転車駐車場を整備する工事費や民間自転車駐車場の建設費補助等があります。

	総コスト（事業費＋人件費）	収入※	有効性		効率性
			特定日における放置自転車	放置自転車撤去台数	撤去1台あたり
平成20年度	294,895千円	222,427千円	235台	9,137台	4,251円
平成21年度	251,596千円	170,143千円	270台	9,272台	4,525円
平成22年度	267,271千円	220,616千円	289台	7,587台	5,580円

※収入の主なものは自転車駐車場使用料などです。

有効性については、特定日における放置自転車台数を前年より少ない269台以下とする目標を設定していましたが、結果は前年より増加となりました。一方、放置自転車の撤去台数は大きく減少しています。これは、年間を通じて見た場合の駅周辺や無料自転車駐車場で撤去の対象となる放置自転車が減少したためで、全体では放置自転車の減少が図られました。

効率性をみると、放置自転車撤去に係るコストを実績で割り返した1単位当たりのコストは前年度より増加しています。放置自転車撤去に係るコストには固定的な経費も含まれているため、撤去台数の大幅な減少により撤去1台あたりの金額が比較的大きくなったことも増加の要因です。今後も固定経費の見直しなど、効率性を高めるよう努力し、事業に取り組んでいきます。

ご意見・ご感想をお寄せください
FAX 042（346）9513、✉ zaisei@city.kodaira.lg.jp
問合せ　財政課☎042（346）9504

市民菜園使用者募集

はがき記入内容

1. 住所
2. 氏名・年齢
3. 電話番号
4. 申込み菜園名
   野火止菜園
5. 現在使用区画番号
   （現在使用区画番号は、同じ区画を希望する方のみ記入）

余　白

※余白は多めにとってください。

募集菜園　▽野火止菜園（栄町二丁目25番7号）…209区画

※津田菜園は2月で閉園のため、募集はありません。

貸出期間　3月～平成26年2月の2年間

貸出区画　1世帯1区画（1区画20平方㍍）

※駐車場はありません。

費用　年額1万2百円

※2月と平成25年2月に、1年分をそれぞれ納入。

申込み　1月27日（金）まで（土曜・日曜日を除く）に、地域文化課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所へ（はがき可、電話不可）

※はがきの場合は、1月27日（金）まで（消印有効）に、記入内容（左上図）を参照し、問合せ先へ。

※申込みできるのは、1世帯で代表1人です。

※申込み多数の場合は、2月3日（金）の午前10時から、市役所5階504会議室で公開抽選を行います。

※野火止菜園を現在使用していて、再度使用を希望する方も、新たに申し込んでください。

※生きがい菜園、味菜園、すずのき菜園を使用している方は、申し込めません。

※使用者の決定は、2月中旬に応募者全員にお知らせします。

問合せ　地域文化課（〒187－8701 小平市役所）☎042（346）9532

家族介護教室

◆骨がもろくなる病気の治療と予防

高齢者に起こりやすい骨折の治療、予防方法、リハビリテーションなどを学びます。

とき　2月4日（土）午後1時30分～3時

定員　35人

講師　陶山哲夫さん（南台病院院長）

◆実践・はじめての介護おむつ交換の方法

実践を通して介護技術の基礎を学びます。

とき　2月9日（木）午後1時30分～3時

定員　10人

講師　河合有貴さん（介護福祉士）

参加企業数　おおむね7社

対象　30歳代の方

定員　15人

※選考あり。

※申込み方法、会場など詳しくはお問い合わせください。

問合せ　東京しごとセンター多摩☎042（329）4524

シルバーピア入居者募集

民間借上げ高齢者住宅（あきら家）

市内に住まいの65歳以上の高齢者を対象に、小平市民間借上げ高齢者住宅（シルバーピア）の入居者を募集します。

民間借上げ高齢者住宅は、応募者の住宅困窮などの事情を考慮し、資格審査したうえで、正式に入居者として決定します。

※シルバーピアは、高齢者が安全で快適な日常生活を送れるように配慮された住宅です。

募集戸数　下表のとおり

申込みできる方　次のすべてに該当する方

▽市内に3年以上住所を有する65歳以上（外国人登録者を含む）

▽所得が2百56万8千円以下である

▽現に同居する親族がいない

募集する民間借上げ高齢者住宅（シルバーピア）

住宅名・所在地	区分	募集戸数	間取り	専用面積	予定使用料	入居予定日
シルバーピア小川西 小川西町4－13－14	単身用	2	6畳、DK	34.00㎡	16,300円から	平成24年5月

花と緑のまち 小平 ⑰花街道花壇

グリーンロード推進協議会花街道部会のみんなで手入れをしている花壇です。

新小金井街道からふるさと村までの狭山・境緑道沿いに、ひなたから日陰の花壇が続きます。ひなたでは家の庭で育てにくい大型の花を育てています。日陰では皆さんに喜んでいただける花壇を目指して、試行錯誤の毎日です。

毎月、第1・第3の木曜日の午前中にボランティアで作業をしています。お花好きの皆さん、一緒に育ててみませんか。

オープンガーデン所在地　天神町2－100先

開放日　通年

問合せ　☎042（346）9581
小平市グリーンロード推進協議会事務局